

最低制限価格の算出について

◎有価物売却費の取り扱いについて

最低制限価格の算定にあたっては、「有価物売却費」を次のとおり取り扱います。

【最低制限価格】

	直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
+	共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
+	現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
+	一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
-	有価物売却費
	最低制限価格

※算定基準に基づき計算をした合計額（税抜）から有価物売却費を引いた額を最低制限価格とします。

◎経費の取扱いについて

最低制限価格の算出における経費等の取扱いについては、以下のとおりです。

直接工事費に計上	・ 直接工事費
共通仮設費に計上	・ 共通仮設費
現場管理費に計上	・ 現場管理費
一般管理費等に計上	・ 一般管理費等

※1 機器費は、直接工事費に計上

※2 上記の経費は、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の合計額